

介護保険事業運営懇談会	資料1
第2回（平成19年3月26日）	

「介護給付適正化プログラム・計画」(仮称)について (骨子案)

厚生労働省老健局

解説編

I 介護給付適正化プログラム・計画の必要性

1 介護給付の適正化とは

- 「介護給付の適正化」とは、①介護サービスを必要とする者(受給者)を適切に認定した上で、②受給者が真に必要とするサービスを、③事業者がルールに従って適正に提供するよう促すことである。
- こうした介護給付の適正化の結果、利用者の自立支援に必要なサービスが的確に給付される一方で、不適切なサービス給付が削減されることとなり、制度に対する信頼感を高めるとともに、給付費や介護保険料の増大を抑制することで、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

2 介護給付適正化の“3つの要(かなめ)”

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアマネジメント等の適正化
- ③ 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

3 「介護給付適正化プログラム・計画」のねらい

○ 「介護給付適正化プログラム・計画」(以下「介護給付適正化プログラム」という。)とは、介護保険制度の保険者(市町村)が取り組んでいる介護給付の適正化について、地域の実情を踏まえつつ都道府県として考え方や目標等を定め、都道府県と市町村が一体となって戦略的な取組を促進することをねらいとするもの。

※ 平成20年度から給付適正化の取組を全国的に展開できるよう、都道府県は平成19年度から介護給付適正化プログラムを策定する。

※ 各保険者は平成20年度から適正化事業に積極的に取り組み、当プログラムに基づく適正化事業の実施結果を、第4期介護保険事業計画に反映させる。

Ⅱ これまでの取組(Before)

1 経緯

平成16年2月 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの運用開始。

平成16年10月～ 国、都道府県、市町村(保険者)が連携して介護給付の適正化に取り組む「介護給付適正化推進運動」の実施。

2 これまで実施してきた主な事業

要介護認定調査の適正化、ケアプランチェック、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合、介護給付費通知等

Ⅲ これまでの取組の評価

- 「介護給付適正化推進運動」の展開により、適正化事業の実施率は毎年上がってはいるが、
 - ・ 適正化事業を全く実施していない保険者が2割近くあること、
 - ・ 都道府県別の実施率にばらつきが見られるなど、保険者ごとの取組に差があること、
 - ・ 実施している保険者においても、要介護認定調査やケアプランチェックなどの主な事業に取り組んでいる保険者が少ないことといった状況にある。

Ⅳ 適正化に関連する制度改正

1 要介護認定の適正化関連

- 新規の申請に係る認定調査については、原則として、市町村が実施。

2 ケアマネジメント等の適正化関連

- ケアマネジャーについて、更新制、二重指定制の導入、不正ケアマネジャーに対する罰則強化 等
- 住宅改修の事前申請制度、福祉用具販売に係る事業者の指定制度の導入

3 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

- 事業者の指定に関する欠格要件の追加、指定の更新制の導入
- 都道府県の事業者に対する業務改善勧告、業務改善命令など指導監督権限の追加

V これからの取組(After)

1 基本的な考え方

- 実際に取り組む保険者が限られた職員で最大限の効果をあげることができるよう、戦略的な取組が必要。例えば、
 - ・地域の実情を踏まえ、
 - ・効果の上がりやすいポイントを見極めて、
 - ・重点的な取組を進める。
- 以下のとおり、三者が一体となって適正化事業を進めていく。
 - ・保険者においては、保険制度の責任主体として、適正化事業について更なる取り組みを行う。
 - ・国においては、①情報収集及び情報提供、②制度やシステムの改善・見直し、③予算上の支援等の積極的な支援を行う。
 - ・都道府県においては、指定権者としての業務を適切に推進するほか、保険者を支援する役割を担う。

2 今後の国の取組

(1) 要介護認定の適正化対策

- 各市町村の認定調査における中核的役割を担い、職場内において他の認定調査員に対する適切な指導を行う「調査指導員」の養成
- 各市町村からの派遣要請に基づき、適正な審査判定を徹底するため、要介護認定に精通した者を認定審査会に派遣し、技術的助言を行う事業の実施

(2) ケアマネジメント等の適正化対策

- ケアプランチェック体制の整備、介護支援専門員に対する支援などの先駆的な実施例の説明・普及
- ケアプランチェックマニュアルの作成(平成19年中)

(3) 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

- 国保連の介護給付適正化システムの効果的な分析方法等の提示

(4) その他の支援策

- 局内の検討体制の整備等
- 適正化事業の実施による財政効果等のデータ提供(平成19年中)

3 保険者に期待される取組

(1) 要介護認定の適正化

- 新規の要介護認定に係る調査の直営化について、経過措置期間の終了に備えた計画的な取組。
- 認定調査状況のチェックのさらなる取組。
- 一次判定から二次判定の軽重度変更率の合議体格差を把握・分析する等、格差是正に向けた取組。
- 認定審査会や要支援認定申請者に対する特定高齢者施策の説明等、特定高齢者部局との連携を図る取組。

(2) ケアマネジメント等の適正化

- 利用者の自立支援に資する適切なケアプランの作成、適切な住宅改修・福祉用具購入が実施されるよう不適正事例に対する指導。

(3) 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

- 厚労省が示す適正化システムの効果的な分析方法等も参考にしつつ、適正化システムを一層活用すること等により、過誤請求・不正請求の発見・防止の推進。

(4) その他

- 効果的な介護予防の推進など関連する施策との組合せによる適正化事業の推進。
- 被保険者(利用者)に対する制度内容の周知。
- 地域包括支援センターとの積極的な連携。

4 都道府県に期待される取組

- 「介護給付適正化プログラム」の策定及び策定の過程における市町村との情報交換の実施。
- 市町村に対する情報提供、適正化事業に係る助言等の広域支援。
- 要介護認定に係る必要な知識・技能の習得等を目的とした「認定調査員等研修事業」の更なる充実。
- 指定時等における介護サービス事業者に対する制度説明。
- 制度改正の趣旨を踏まえた介護サービス事業者に対する指導・監査の実施。
- 各都道府県における国民健康保険団体連合会との積極的な連携。

5 小規模保険者に対する配慮

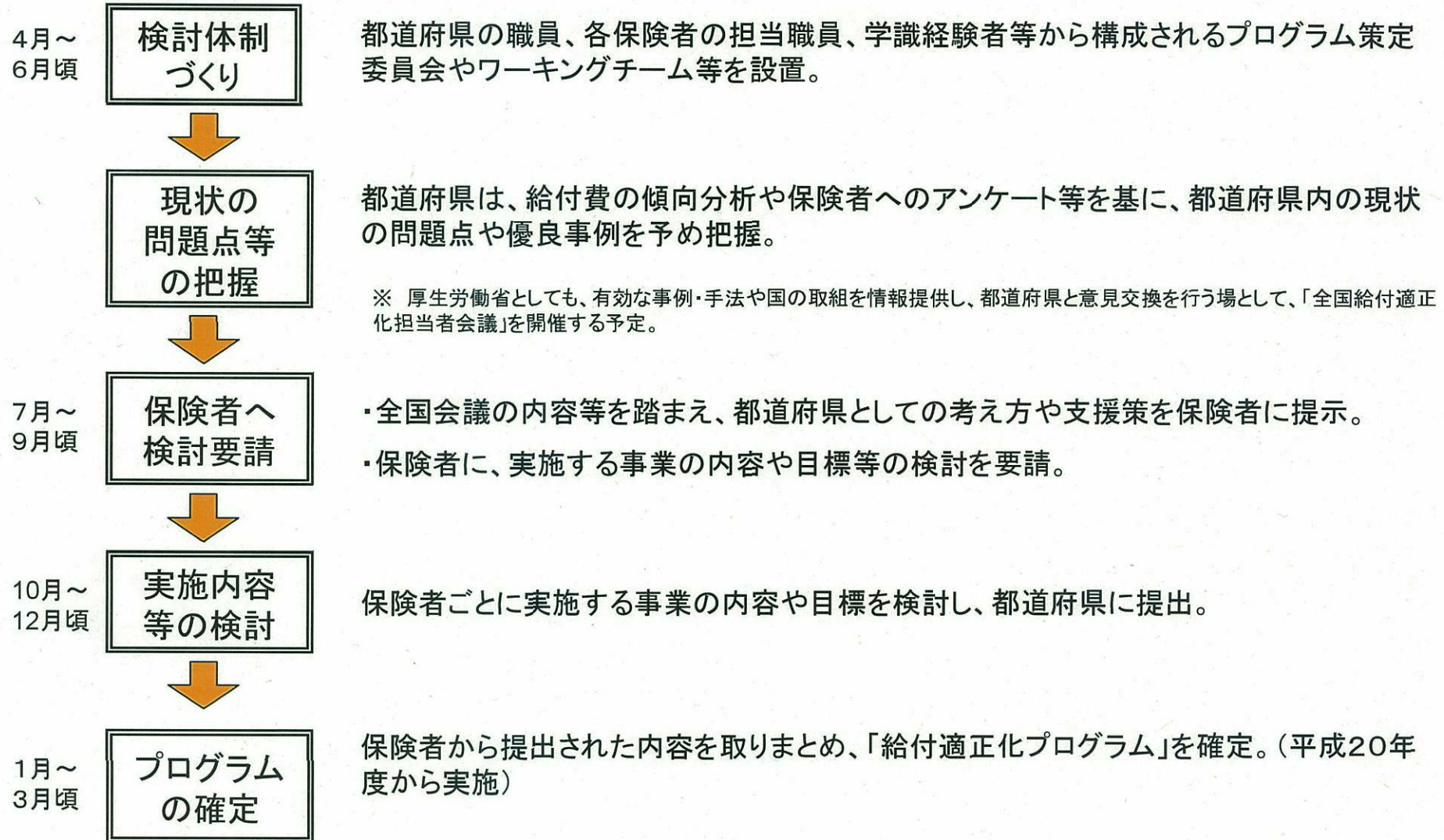
- 小規模保険者においては、人員体制や財政上の制約があることから、実施できる適正化事業に制約があると考えられる。
- このため、プログラムの策定に当たり、数値目標設定の必要性、実際に取り組む事業の検討等について、都道府県は小規模保険者に対して特段の配慮が必要となる。
- また、実際に適正化事業を実施するに当たっては、
 - ① 各都道府県と小規模保険者が連携を図って進めること
 - ② 小規模保険者が国民健康保険団体連合会の協力を受けられるよう調整を図ること
 - ③ 他の小規模保険者等と共同で適正化事業を実施することなど様々な工夫を講じることにより、小規模保険者においても効率的な適正化事業が実施できるよう配慮されたい。
- 国としても、保険者規模別の適正化事業実施状況について把握に努め、小規模保険者でも実施可能で効果的な適正化事業を紹介していく予定である。(平成19年中)

実践編

I プログラム策定にあたって

- 「給付適正化プログラム」が実効ある適正化戦略となるためには、都道府県と市町村が一丸となってその実施に取り組むことが不可欠。そのためには、策定の過程において、都道府県と市町村で問題意識を共有したうえ、市町村の積極的な取組を促進するよう工夫をすることが必要。
- 国としての指針又は期待する水準等を6月頃に示す予定であり、それを参考として都道府県は各地域の実情を勘案し、県としての目標や考え方を保険者に対して示すなど、地域の状況に応じて進めることとする。
- なお、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年告示第314号)において、都道府県が作成する「介護保険事業支援計画」及び保険者が作成する「介護保険事業計画」においても、介護給付等に要する費用の適正化に関する事項を定めることが望ましいとしており、「給付適正化プログラム」の策定は、計画に定めた事項を一層推進するために資するものである。

Ⅱ プログラム策定の作業工程(平成19年度)



Ⅲ 「介護給付適正化プログラム」の内容(例)

1 都道府県における介護給付適正化の実情と問題点

現時点の介護給付適正化事業の実施状況や問題点を記述。

2 管内保険者の適正化の取組事例

管内保険者において既に実施されている有効な取組事例を記述。

3 問題点を解決するための今後の取組

(1) 都道府県としての給付適正化に対する考え方

今後の給付適正化に対する都道府県としての基本戦略、方針、目標等を記述。

(2) 各保険者における取組

各保険者において実施する給付適正化事業の取組内容を記述。

(3) 都道府県としての具体的な支援策

都道府県が保険者の取組を支援する方策を記述。

※保険者ごとに列挙する方法や、取組内容ごとにまとめる等、形式は問わない。

※数値目標を設定するに当たっては、地域の実情を踏まえ、保険者の規模別に設定する方法等が考えられる。

※都道府県としての具体的な支援策には、国による情報提供・予算上の措置等を有効に活用することが考えられる。

「介護給付適正化プログラム」策定スケジュール

平成20年度から給付適正化の取組を本格的に展開できるよう、都道府県は平成19年度からプログラムの策定に向けた作業を行う。

	保険者(市町村)	都道府県	厚生労働省
2月～3月頃			・「介護給付適正化プログラム」のあり方について、都道府県等の意見も聴きながら、検討 ↓ ・全国給付適正化担当者会議 (6月予定) →プログラム策定のためのマニュアル、全国の優良事例、国の取組等を提示
4月～6月頃		・検討体制づくり (例) プログラム策定委員会の設置等 ・現状の問題点、優良事例等の把握 ※担当者会議の場以外にも適宜、情報を提供・共有	
7月～9月頃		・全国会議の内容等を踏まえ、都道府県としての考え方や支援策を保険者に提示。 ・保険者に、実施する取組や目標等の検討を要請。	
10月～12月頃	・都道府県からの要請を受けて、保険者ごとに実施する取組や目標を検討し、都道府県に提出。		
1月～3月頃		・保険者から提出された内容を取りまとめ、プログラムを確定 →平成20年度から実施	

※スケジュール、実施内容は例示であり、各都道府県ごとに設定可能。